

第5期 雲南市農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 平成27年7月24日（金） 14:00～16:10

2. 場 所 木次町 サンワーク木次・多目的ホール

3. 出席委員（36名）

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄	17番 柳原昌広
18番 白築 進	19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄
22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男
26番 岡田 伸	27番 持田明典	28番 川上蘆求	29番 山本裕子
30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義	33番 藤原 好
34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎

4. 欠席委員（1名）

13番 松原利廣

遅刻届出委員（0名）

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
主 幹 高橋知恵美 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第79号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第80号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第81号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第82号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。

議長	<p>ただ今の出席委員は36名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第13回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、24番廣澤幸博委員、25番錦織邦男委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
議長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・会議等の予定について
議長	<p>事務局から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p>
20番	<p>20番中西です。会長にお聞きしますが、新規就農の畜産の□□さんですが、場所は○○町○○ですか？</p>
会長	<p>最終決定はまだですが、本人の希望、計画は△△小学校の下の○○だそうです。</p>
議長	<p>他に質疑がございますか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議長	<p>以上で質疑を終わります。</p>
議長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第79号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ「議第79号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。10ページをご覧ください。今回4件の申請がでております。</p> <p>申請番号1番、○○町○○△△番地、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は604㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、申請事</p>

事務局	<p>由は、「高齢になり耕作が困難になったため譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。譲受人である□□さん宅のすぐ近くに該当農地がありこれまでも管理してもらっていたということで土地代については無償ということです。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△他2筆、地目は登記簿・現況とも田、1筆登記簿・現況とも畑、2筆、面積は合計で2,854㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇県〇〇市の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け新規就農する」ということです。営農もできる空き家物件をということでユーアイしまねからの紹介で地元不動産会社を通じて取得を計画されたものです。島根が好きということで学校を卒業された後松江で就職し農業もされていたようです。いったん〇〇県まで帰られましたがやはり島根で農ある暮らしをしたいということで縁がつながったということです。住宅も含めて取得されます。空き家、農地も含め処分できるということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は512㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「申請地について、譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇県〇〇市の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け新規就農する。」ということです。申請番号2番の案件と本案件を併せて30aを超えます。農地は隣接しており営農上も支障はありません。2番の案件と所有者は違いますが所有者同士は本家分家の関係だそうです。本案件で譲渡し次の4番の案件では譲り受けることになり□□さんの土地が入れ替えられるような形です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑で面積は91㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており今作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。本家分家の関係であり無償で譲渡するということです。確認は〇〇委員さんです。以上、4件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>

<p>14番 事務局</p>	<p>14番高田です。申請番号2, 3番の件について、この方はどこに住まいされますか。</p> <p>図面の6ページをご確認ください。図面の農地の左下側に〇〇〇〇さんの家が載っていますが、こちらを取得され住まいされます。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので質疑を終わります。次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第79号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第79号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは次に、「議第80号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書12ページ「議第80号農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。13ページをご覧ください。今回18件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は415㎡の内、207㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は車庫で車庫1棟を建築されます。転用理由は、「自宅敷地内に新築した孫夫婦の車両が現在庭先に駐車している為、隣接する畑の一部を使用して車庫を建設し駐車させたい」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。農地区分はJR△△駅から300m以内と近いことから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は154㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は駐車場及び宅地拡張で駐車区画2台分と庭を整備されます。転用理由は、「宅地と隣接の土地のため、利便性が高いので車2台程度停められる駐車場と、庭を造成し木々を植樹したい」ということです。始末書が提出されており、平成13年5月頃に造成し利用してきたということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成するこ</p>

事務局

とができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は10㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は自宅から離れた山の中にあり、参道は急傾斜で荒廃が進んでいる為、新設移転する」ということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外1筆で、地目は登記簿・畑、現況・雑種地1筆、墓地1筆で面積は20㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓地及び管理地で墓碑2棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の頂上付近にあり、参拝するのに不便なため、申請地へ移転したい」ということです。始末書が提出されており、平成26年3月に墓地を設置してしまったということです。平成27年1月15日に農用地除外の許可がでており確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外1筆で、地目は登記簿・畑、現況・雑種地1筆、墓地1筆で面積は15.77㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は急峻な山中にあり、今後の維持管理が困難であるため、申請地に移転したい。また、墓地の周囲を通路及び管理地として整備したい」ということです。始末書が提出されており、平成27年4月に事前着工してしまったということです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は10㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も急傾斜で危険なため、申請地に移転する」ということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△他1筆、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は合計で433㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は宅地拡張で物置1棟と庭を整備されます。転用理由は、「現状の宅地が狭く拡張し、庭及び

事務局

車両回転場として利用したい」ということです。始末書が提出されており、昭和60年頃から納屋を建設し庭を拡張して利用してきたということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号8番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は63㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は駐車場でカーポート1棟を整備されます。転用理由は、「家族が増えたため、車の置き場所にしたい」ということです。始末書が提出されており、平成27年3月に整地をしてしまったということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号9番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は313㎡の内103.77㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は車庫で車庫1棟を整備されます。転用理由は、「車庫がないため不便であり、申請地に車庫を建築したい」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号10番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は合計で22㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は墓地及び参道で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「〇〇町〇〇から現在の住所に転居したため、〇〇にある墓地を申請地に移転新設する」ということです。農用地区域外で確認は△△委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号11番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計で14.62㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は墓地及び参道で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は自宅から離れた山腹にあり、参道は一部が崩れ、また掘れ込んだ箇所により歩行が困難で危険であることから、申請地に移転新設する」ということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

事務局	<p>続きまして申請番号1 2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は急傾斜の山裾にあり、落石や立木もあって管理上危険なため申請地に移転する」ということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号1 3番、〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿・現況とも田が2筆、畑が2筆で面積が合計で6,834㎡です。申請人は〇〇市〇〇町の□□□□さんで転用目的は植林で杉苗2050本を植林されます。転用理由は、「市外に居住しているため遠方で管理できず植林したい」ということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は1000m²を超える案件なので〇〇委員さんと△△委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号1 4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・公衆用道路、面積は34㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は公衆用道路です。転用理由は、「離れている用水路と道を並べて田に沿わせ、管理しやすいように変更する」ということです。始末書が提出されており、昭和50年頃に採石事業がありそのころから道路、水路として利用してきたということです。そのころの工事で整備されたもののようで今回整理をされるものです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号1 5番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・田、現況・公衆用道路、面積は14.22㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は公衆用道路、用悪水路です。転用理由は、「離れている用水路と道を並べて田に沿わせ、管理しやすいように変更する」ということです。申請番号1 4番と同じ案件で、昭和50年頃に採石事業がありそのころから道路、水路として利用してきたということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は〇〇委員さんです。事業により整備されていたものでこのたび市に対して公衆用道路として寄付するという事です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号1 6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は22㎡です。申請人は〇〇市〇〇町の□□□□さんで転用目的は宅地進入路で</p>
-----	--

事務局	<p>す。転用理由は、「国道拡張工事に伴い自宅への進入路を移設する」ということです。始末書が提出されており、昭和44年に進入路として造成し利用してきたということです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号17番、〇〇町〇〇△△-△外4筆、地目は登記簿・現況とも田5筆、面積が合計で2,283㎡です。申請人は〇〇市〇〇町の□□□□さんで転用目的は植林でケヤキ300本山桜300本を植林したいということです。転用理由は、「水田としての耕作が困難なため、山林として活用したい」ということです。6月16日に農用地除外事前了承がでており確認は1000㎡を超える案件なので〇〇委員さんと△△委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号18番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は61㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さんで転用目的は車庫で農機具庫兼車庫1棟を建築されます。転用理由は、「自宅に車庫及び農機具倉庫がないため新築する」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。植林の関係について申請番号13、17番ですが、国の補助金を受けて森林組合事業としてされます。その条件として地目変更が必要です。</p> <p>以上18件の案件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明がありました。案件中議事参与の制限に係る案件が、申請番号4番の案件がございます。最初に議事参与に係る案件申請番号4番を除く案件申請番号1番から3番、5番から18番について審議をお願いします。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
9番	<p>9番〇〇です。申請番号2番についてですが△△-△番地を昨年墓地にした時に△△-△番地も一緒に転用すればよかったのに代書人さんから説明がなくわからなかったとのことでした。事務局が現地確認に行つて申請を指導したところでした。それにより今回申請されました。平成13年くらいにされています。遅くなりまして申し訳ありませんとおっしゃっています。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他に確認委員でありますか。</p>
36番	<p>〇〇です。16番の案件ですが図面を見ていただくとよく分かりますが、国道54号の拡張工事があり、自宅進入路の付け替えがありました。入口と上に上がったとこ</p>

36番	<p>ろは国になりましたが、真ん中に私有地が残っています。本人さんがおっしゃるには亡くなられた父が役場職員であったため、まさかこんなことがあろうとは思っていませんでした。現在、空き家となっていますがほしい方がおられ調べたところこの度わかったということです。誠に申し訳なかったとのことですので、なにとぞよろしくお願い致します。</p>
12番	<p>12番〇〇です。7番の案件についてです。申請者は現在30代前半の方で、始末書の年数が昭和60年ですので生まれて間もない頃、先代がされたことで今まで知らないで使ってきたそうです。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
27番	<p>27番〇〇です。8番についてでございますが、現在宅地の方に納屋がございましてその納屋を取り壊す際、図面を見ていただくと△△-△番地にカーポートを建てたいと申請がでていますが、ついでに納屋を壊して新しく住宅を建てることにされました。住宅を建設するために作業ヤードが必要で一緒に整地してしまわれたということです。農地法をよく理解しないまま建築屋さんと計画して、それを進めてしまって誠に申し訳なかったということでございます。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
28番	<p>28番〇〇です。14番と15番について砕石事業により作業道がつけられました。その時ついでに離れていた用水路を並べて管理しやすいようにされたものです。先代が実施したもので農地法の認識がなかったと思われまます。この度整理がついたので申請されました。よろしくご審議をお願いします。</p>
16番	<p>16番〇〇です。申請番号5について、始末書がありまして墓地ですがこれも現地を確認に行ったら既にコンクリートで枠がしてあったので聞いたところ整地はしてもよいかと思っておられました。行ってみてはじめてわかったところです。よろしくお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p>
15番	<p>15番青木です。古い始末書案件がたくさんあるが、なぜ今頃分かって申請されたのか説明がないと納得できないが。</p>
議長	<p>確認委員さんの補足説明もありましたが、事務局からも古い分については分かる範囲内で説明をします。</p>
事務局	<p>始末書案件についてということですが、申請番号2番については、〇〇委員の説明のとおりで、墓地の転用申請の現地確認に行ったところ、墓地の周りがもうに庭になっていたのを指導したということです。申請番号5番については〇〇委員の説明のとおりで、今年の4月に事前着工してしまったということです。7番は□□さんが新</p>

事務局	<p>しく帰ってこられてそれで分かった。8番は〇〇委員の説明のとおり作業ヤードとして一緒に整備してしまったということです。事務局が現地確認に行った際にすでに整備されていて分かりました。それで指導したところです。14、15番の案件は、平成25年にその隣の場所に特別養護老人ホーム□□□□を整備する段階で、今までの道路が田んぼで無くなってその代わりに道路の付け替えがありました。雲南市に公衆用道路として寄付するため判明しました。16番につきましては、〇〇委員の説明のとおりでございます。以上です。</p>
15番	<p>だいたい分かりましたが、15番の案件は、本人が悪くなく、公共事業をやった〇〇町役場に責任があるのではと推察できる。きちんとした整理登記ができていない。本人が悪いとは思えないが。</p>
事務局	<p>昭和50年当時、碎石事業ですが年代が古くて十分書面が残っていません。碎石事業として民間事業ですがその時水路を埋けておりますのでおそらく町も関わっていたと思います。そこら辺の関わりの整理が資料がなくはっきりとしません。平成25年の事業で水路、青水というところが農地になっていたというところがありまして、この期に及んで町が地元がということが言えませんが、とりあえず現況に合わせるため整理して申請してもらったということです。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p>
10番	<p>10番周藤です。事務局に求めますが、関連したところですが農地転用の資金証明の添付を求めていますか。</p>
事務局	<p>資金証明ということで求めています。</p>
10番	<p>資金証明、つまり家とかの場合数千万単位の借入をする但那の場合、農地転用のこういう計画をしますよという金融機関にそっちの了解をとってされます。それが足りないポケットマネーで済むような少額の事業やお金をたくさん持っている方が借入無しでされる場合、添付なしではできませんか。ご検討を。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p>
14番	<p>14番高田です。申請番号17番の森林組合の補助事業の案件について現況田ですが写真を見たところ田には見えません。課税は現況でされているが、原野とは言わないが雑種地とか市はどう見ているのか。農地になっているが、こういう土地は早く整理していかないと分母ばかり大きくなっていく。こういうのも含めて利用率が低いとなる。いい機会だから整理をかけていかないと。活かさなければいけない農地を活かしていかなければいけないと思います。話しが少しずれましたが、写真を見る限りは田ではないが現地を見られてどうだったですか。</p>
事務局	<p>この農地はA判定ということで、一応再生可能農地で黄色です。</p>

1 4 番	何年間くらい田として使っていたか、いなかったか聞いてみられたら。今後の参考に。利用状況調査との関連があると思うんですね。こういう農地は、できないなら早く片付けたいと思いますよね。
事務局	本人に訊いたところ、4年位前までは作付していたとのことです。 先ほど説明しましたように山林化はしていません。A判定ですね。原野的なそこまでいってはいませんが草も生えている状況です。本人とも話しをしまして田ですけども、植林が本当にできますかと。排水の問題とかあるので大丈夫ですかと確認しましたら、水路など埋けて植林ができるよう森林組合の事業を活用して整備されます。ご理解いただきたい。
1 4 番	われわれの反省も込めて、見ただけで判断せず地主さんに疑義のあるのは聞き取りしてみないといけないと思うんですね。
議 長	それは農地パトロールのあとの利用状況調査で・・・。
1 4 番	件数がものすごい多いんですよ。
事務局	ただ現時点では赤にはできません。だからこれがベターだと思います。
1 4 番	分かりました。
議 長	他に質疑はございませんか。
2 3 番	2 3 番鶴原です。1 0 番について教えていただきたい。雲南市の墓地等設置に関する規則では、1 管理者の墓地経営面積は墓碑 1 棟は 10 m ² を超えない小規模なものでないといけないはずですが、今回 11 m ² で超えています、この見解を聞かせてほしい。
事務局	墓地の経営許可がとれておりまして、墓碑 1 棟と書いておりますが、大変申し訳ありません資料の誤りで墓碑 2 棟を建立されます。そのような形で経営許可がでております。
2 3 番	分かりました。
議 長	他に質疑はございませんか。
1 4 番 事務局	一つ確認ですが、10 m ² なのか、10 m ² を超えない範囲なのか。 土地の状況によりますが、基本 10 m ² 以内ということになっております。例えばこのような形で 2 棟となりますと、それが説明できる面積でということになります。で、10 m ² を超える面積でも認められることがあります。

議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。</p> <p>「議第80号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号1番から3番、5番から18番については、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第80号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号1番から3番、5番から18番については、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。次に議事参与の制限に係る申請番号4番について審議いたします。</p> <p>ここで、〇〇番〇〇委員から発言を求められていますので、許可いたします。〇〇委員。</p>
〇〇番	<p>〇〇番〇〇です。我が家の不手際で皆様にご迷惑をおかけして申し訳ありません。今後このようなことがないように十分に気をつけますので、ひとつご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇〇番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(中西委員 退席)</p>
議 長	<p>先ほど事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば説明をお願いします。</p>
23番	<p>23番〇〇です。平成26年2月に申請者□□□□、今回の申請者の父が申請された、再提出案件です。農用地除外申請時と転用申請時の転用位置が相違しており除外申請からやり直されました。また、平成26年2月に4条申請されたにも拘わらず翌3月には転用が完了していたというような遺憾な案件であります。当時の農業委員会の現地確認で農地法違反行為が判明したものです。今年の3月に当のその△△△△さんが亡くなられたため、相続登記が完了いたしましたし、農用地除外申請もし直され</p>

23番	<p>ましたので□□□□さんの始末書添付の上で再度第4条申請されました。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
15番	<p>15番青木です。運営委員会ではこの案件についてどのようなことを審議されたか聞きたい。</p>
議長	<p>内部運営委員長をお願いします。</p>
16番	<p>16番内部です。運営委員会ではそこまで詳しい話しはありませんでした。已むを得ないのではないかとということでした。去年の3月に〇〇さんが分からなかったということが不思議であったため、事前に釈明をしていただいたほうがいいのではないかとということでした。よろしくお願いいたしますところでは。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので質疑を終わります。お諮りいたします。「議第80号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号4番については、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第80号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号4番については、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議長	<p>〇〇番〇〇委員にはご着席いただきます。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
議長	<p>次に、「議第81号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ「議第81号農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p>
事務局	<p>21ページをご覧ください。申請番号1番は先ほどの農地法第4条申請の申請番号18番に関連するもので、譲受人が同じ案件です。申請番号1番、〇〇町〇〇△△△△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は17㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的</p>

事務局	<p>は農機具倉庫兼車庫 1 棟で、農機具倉庫兼車庫 1 棟 63.76 m²を建設されます。転用理由は、「自宅に車庫及び農機具倉庫がないため新築する」ということです。農用地区域外で土地代は 10 アール当り 1,764,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断致しました。許可条項は、法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 2 番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・田、現況・真砂土採取、面積は 2,024 m²の内 953 m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△有限会社さんです。転用目的真砂土採取で、真砂土採取搬出入道路用地とされます。転用理由は、「真砂土採取に係る搬出入道路の継続使用」ということです。平成 27 年 6 月 16 日に農用地除外事前了承の許可が出ております。期間は 2 年間、賃借料 10 アール当り 77,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断致しました。許可条項は「農地法施行令第 18 条第 1 項第 1 号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 3 番、〇〇町〇〇△△ - △外 1 筆、地目は登記簿・田、現況・雑種地、面積は 72 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇県〇〇市の□□□□さん、譲受人は〇〇県〇〇市の△△△△さんです。転用目的は宅地進入路を建設されます。転用理由は、「宅地への進入路及び庭が狭いため、申請地を利用し拡張したい」ということです。始末書が提出されておまして、「昭和 58 年頃より進入路及び宅地として利用してきた。」という事です。平成 27 年 6 月 16 日に農用地除外事前了承の許可が出ております。土地代は 10 アール当り 600,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断致しました。許可条項は、法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 4 番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも田、面積は 1,534 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の社会福祉法人△△△△さんです。転用目的は障がい者福祉施設で、放課後等デイサービス事業所 1 棟 301.46 m²、駐車区画 17 台分、多目的広場を建設されます。転用理由は、「障がいを抱える児童のための放課後等デイサービス事業所を整備したい」ということです。平成 27 年 6 月 16 日に農用地除外事前了承の許可が出ております。土地代は 10 アール当り 5,000,000 円、確認は〇〇委員さん、□□委員さんです。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第 1 種農地と判断いたしました。許可条項は規則第 37 条第 1 項第 1 号に規定する「公益性が高いと認められる事業で、土地収用法その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業の用に供する場合である。」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 5 番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 269 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇</p>
-----	--

事務局	<p>町〇〇の△△△△さんです。転用目的は店舗で、店舗1棟72㎡、駐車区画5台分を建設されます。転用理由は、「現在、〇〇地内の借店舗で理容、美容を行っており、新たに交通量の多い場所において営業したい」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は10アール当たり25,178,000円、確認は□□委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>以上5件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
35番	<p>35番〇〇です。申請番号3番については始末書が出ています。譲渡人と譲受人は兄弟です。二人とも〇〇町〇〇にはおられません。昭和58年ごろから進入路や宅地として利用しておられこのお二人の母親が住んでおられました。10数年前に母親が亡くなられその時、□□さんが相続されました。その後空き家だったのですが他人に借家として貸出しておられました。この度弟がもらうことになって所有権移転しようと思ったら農地のままだったことに気付かれ、急遽申請されました。申請番号4番については、1,000㎡を超えていますが、2月くらいに農用地除外で出ていましたがそれが許可が出たので今回申請されたものです。新しく建物を建て、小・中・高校生の障がいのある方のいわゆる放課後児童クラブです。春休み、夏休み、冬休みの長期休業の時に保護者は勤めていますので、また平日の放課後に子どもを預かっているという事業をやっていくものだそうです。</p>
議長	<p>他に確認委員で補足説明はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、ただ今事務局及び確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p>
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第81号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請</p>

議 長	<p>のとおり承認とし県に進達することにご異議ございませんか</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第81号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、「議第82号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23ページ「議第82号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。24ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町1件が申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により〇〇町でご協議いただくこととします。あの時計で4時5分まで暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開します。</p> <p>先ほど、ご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p>
28番	<p>28番□□です。〇〇町ですが、再設定でもありますし、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、〇〇町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第82号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」</p>

議 長	て」申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって「議第82号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について申請のとおり妥当として市長に報告すること、決定をいたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。
事務局	ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。 次にその他事項に入ります。 (1) 雲南市農業委員会研修会について (2) 雲南地区農業委員会連絡協議会総会及び研修会について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____